

外国為替証拠金取引約款の改定 新旧対照表

(赤色部分変更箇所)

新	旧
外国為替証拠金取引約款	外国為替証拠金取引約款
(省略)	(省略)
P1	P1
<p>8 .「建玉評価損益」とは、保有しているポジションを時価により評価したものをいいます。 <u>また、建玉評価損益に未決済のスワップポイントを加味したものを「評価損益」といいます。</u> <u>10,000 通貨単位未満の取引については、決済取引によって反対売買されるまでは、新規及び決済にかかる取引手数料が評価損益に含まれます。</u></p>	<p>8 .「建玉評価損益」とは、保有しているポジションを時価により評価したものをいいます。</p>
(省略)	(省略)
P2	P2
<p>13 .「純資産額」とは、その時点で全ての取引を終了した場合のお客様の資産です。<u>預託証拠金に評価損益をたし合わせたものから出金予約額を減じたものとなります。</u></p>	<p>13 .「純資産額」とは、その時点で全ての取引を終了した場合のお客様の資産です。<u>預託証拠金に建玉評価損益と未決済スワップ金額をたし合わせたものから出金予約額を減じたものとなります。</u></p>
(省略)	(省略)
第2条 (本取引の内容)	第2条 (本取引の内容)
<p>1 .本取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、通貨の売買取引を行う店頭外国為替証拠金取引(金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引)であり、当該売買の目的となっている通貨の新規の売り若しくは買い、これらに対する決済の売り若しくは買い(以下、「反対売買」といいます。)</p>	<p>1 .本取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、通貨の売買取引を行う店頭外国為替証拠金取引(金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引)であり、当該売買の目的となっている通貨の新規の売り若しくは買い、これらに対する決済の売り若しくは買い(以下、「反対売買」といいます。)</p>

<p>による差金の授受によって決済する取引です。本取引にはこの決済による売買損益の他にスワップポイントによる損益 <u>及び手数料</u>が発生します。</p>	<p>による差金の授受によって決済する取引です。本取引にはこの決済による売買損益の他にスワップポイントによる損益が発生します。</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
<p>P6</p>	<p>P6</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
<p>第13条 (<u>手数料等諸経費</u>)</p>	<p>第13条 (諸経費)</p>
<p><u>取引手数料は、10,000 通貨単位以上の取引については無料です。10,000 通貨単位未満は取引毎に1 通貨単位あたり3 銭、1,000 通貨単位あたり 30 円がかかります。新規取引の際に1,000 通貨単位で取引した建玉については、その合計の建玉が 10,000 通貨以上となった場合でも決済手数料がかかります。</u></p>	<p></p>
<p>取引口座からの出金の際の振込手数料は当社負担といたしますが、出金額は2,000 円以上とさせていただきます。ただし、出金可能額が2,000 円に満たない場合の全額出金は可能とします。入金の際の振込手数料等その他の費用は、お客様の負担とします。</p>	<p>取引口座からの出金の際の振込手数料は当社負担といたしますが、出金額は2,000 円以上とさせていただきます。ただし、出金可能額が2,000 円に満たない場合の全額出金は可能とします。入金の際の振込手数料等その他の費用は、お客様の負担とします。</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
<p>P10</p>	<p>P10</p>
<p><u>3.1 円未満のスワップポイントは、受取の場合は切捨て、支払いの場合は繰上げとします。</u> <u>4. 前項にかかわらず、当社の規定により、スワップポイントの受払いでなく、お客様から当社へのロールオーバー費用の支払い義務が生じる場合があります。</u></p>	<p>3. 前項にかかわらず、当社の規定により、スワップポイントの受払いでなく、お客様から当社へのロールオーバー費用の支払い義務が生じる場合があります。</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>

平成 21 年 11 月 23 日 改訂